

商 第108号

令和8(2026)年7月10日

新潟労働局長 黒部 恭志 様

新潟地方最低賃金審議会 会長 長谷川 雪子 様

柏崎市長 櫻井 雅浩

新潟県最低賃金引上げに関する要請書

貴職におかれましては、労働行政の円滑な運営と労働者の生活向上のために御尽力されていることにつきまして、心より敬意を表します。

さて、新潟県の最低賃金決定に当たり、下記について御配慮くださるようお願いいたします。

記

- 1 令和8年度新潟県最低賃金の改定に当たっては、物価上昇分を考慮したうえで、最低生活の可能な賃金水準への上積みを図ること。
- 2 最低賃金の引き上げにあたっては、首都圏や全国平均との金額差を可能な限り是正・縮小した水準とすること。
- 3 最低賃金の引き上げにあたっては、賃上げ原資の確保が必要不可欠であることから、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払いの遅延等の防止に関する法律(通称:取適法)」や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を企業規模や地域を問わずすべての企業へさらに浸透させ、適正な取引ができる環境の整備を図ること。また、最低賃金改定後は、改定金額の周知を徹底するとともに、最低賃金法違反摘発や再発防止などの監督体制を強化すること。

以上

